

第5-20表 最低賃金額の推移

Table 5-20: Changes in the minimum wage

(単位:各国通貨/local currency)

	基準	2010年	2014	2015	2016	2017	2018 <sup>1)</sup>
日本 <sup>2)</sup>	JPN 時, h	730	780	798	823	848	848
アメリカ	USA 時, h	7.25 <sup>3)</sup>	7.25	7.25	7.25	7.25	7.25
カナダ <sup>4)</sup>	CAN 時, h	8.25～ 10.00	10.00～ 11.00	10.20～ 11.00	10.50～ 13.00	10.50～ 13.00	10.85～ 14.00
イギリス <sup>5)</sup>	UK 時, h						
一般(25～歳/age)		5.93	6.50	6.70	7.20	7.50	7.83
一般(21～24)		5.93	6.50	6.70	6.95	7.05	7.38
若年者(18～20)		4.92	5.13	5.30	5.55	5.60	5.90
若年者(16～17)		3.64	3.79	3.87	4.00	4.05	4.20
ドイツ	DEU 時, h	—	—	8.5	8.5	8.84	8.84
フランス <sup>6)</sup>	FRA 時, h	8.86	9.53	9.61	9.67	9.76	9.88
スペイン	ESP 月, m	738.85	752.85	756.70	764.40	825.65	858.55
ポルトガル	PRT 月, m	554.17	565.83	589.17	618.33	649.83	676.67
中国 <sup>7)</sup>	CHN 月, m						
深圳市/Shenzhen		1,100	1,808	2,030	2,030	2,130	2,130
上海市/Shanghai		1,120	1,820	2,020	2,190	2,300	2,300
北京市/Peking		960	1,560	1,720	1,890	2,000	2,000
韓国	KOR 時, h	4,110	5,210	5,580	6,030	6,470	7,530
マレーシア <sup>8)</sup>	MYS 月, m	—	900	900	1,000	1,000	1,000
タイ <sup>9)</sup>	THA 日, d	206	300	300	300	310	310
インドネシア <sup>10)</sup>	IDN 月, m	1,118,009	2,441,000	2,700,000	3,100,000	3,355,750	3,648,035
フィリピン <sup>11)</sup>	PHL 日, d						
非農業/Non-agriculture		404	466	481	491	491	512
農業/Agriculture		367	429	444	454	454	475
インド <sup>12)</sup>	IND 日, d	203	329	348	353	374	513
ベトナム <sup>13)</sup>	VNM 月, m	1,340,000	2,750,000	3,100,000	3,500,000	3,750,000	3,980,000
ミャンマー	MMR 日, d	—	—	3,600	3,600	3,600	3,600
ラオス	LAO 月, m	569,000	626,000	900,000	900,000	900,000	900,000
カンボジア <sup>14)</sup>	KHM 月, m	61	100	128	140	153	170

資料出所 各国労働省及び統計局資料

(注) 1) 2018年は1月時点の最低賃金額。

2) 各年改定後の地域別最低賃金額の全国加重平均値。

3) 2009年7月24日から。

4) 各年改定後の州別最低賃金(General Minimum Wages), 適用期間は州によって異なる。各州とも別途職種別最賃を定めている。

5) 2017年以降, 毎年4月に改定(従来は毎年10月)。なお, 2016年4月からの25歳以上向け額の新設に伴い, 21～24歳が別区分となった。また, 2010年に一般額の適用対象年齢の下限を22歳から21歳に引き下げ。

6) 2010年より原則として毎年1月1日に改定。

7) 深圳市は社会保険料・住宅積立金を含む金額。上海市・北京市は含まない。

8) サバ, サラワク州を除く半島マレーシア11州。

9) バンコクなど7県。2013～2016年は全国一律。

10) ジャカルタ特別州。

11) マニラ首都圏。緊急生活手当(COLA)を含む。

12) デリー政府直轄地における, 未熟練労働者対象。

13) 第1地域(ハノイ, ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域)。

14) 衣料・はき物製造業の最低賃金であり, 通貨単位は国内で主に流通している米ドル。